財務収益	△ 3,247		
雑益	△ 104,224		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 133,840		
資産見返寄附金戻入	△ 27,517		
臨時利益	△ 2,407	△ 2,464,190	
業務費用合計			3,353,192
Ⅱ　損益外減価償却相当額			467,115
Ⅲ　損益外減損損失相当額			―
Ⅳ　損益外利息費用相当額			370
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			26,184
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△ 5,632
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			33,474
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,126		
政府出資の機会費用	―		1,126
Ⅸ　（控除）国庫納付額			
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト			3,875,831

重要な会計方針

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、特別経費及び特殊要因経費並びに補正予算により措置された運営費交付金については文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。また、国立大学法人室蘭工業大学業務達成基準の取扱に基づき学長の承認を得た教育・研究等事業については、業務達成基準を適用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、受託研究収入により購入したものについては当該受託研究期間を耐用年数としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	8～50年	機械装置	6～14年
構築物	10～30年	工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金を財源とする教職員等に係る賞与については、運営費交付金により財源がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。なお、一部運営費交付金により財源措置がなされていない分については、引当金を計上しております。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金を財源とする教職員等に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。なお、一部運営費交付金により財源措置がなされていない分については、期末自己都合要支給額にて引当金を計上しております。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合要支給額に基づき当期増加額を計上しております。

5．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6．環境対策引当金の計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理に要する費用について、運営費交付金により財源措置がなされない分については、合理的見積額を計上しております。

7．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券…償却原価法（定額法）を採用しております。

8．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…移動平均法による低価法を採用しております。

9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成28年３月31日における利回りは△0.050％でしたが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付け28文科高第63号）に基づき、０％で計算しております。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、リース期間の中途において解除することができないオペレーティング・リース取引はありません。

なお、リース取引の消費税の取扱については、ファイナンス・リース取引については一括仕入税額控除を、オペレーティング・リース取引については分割仕入税額控除を採用しております。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

該当ありません。

表示方法の変更

該当ありません。

重要な債務負担行為

該当ありません。

重要な後発事象

該当ありません。